

平成22年6月1日

株主の皆様へ (H22.6.1)

破産者 株式会社エフオーアイ
破産管財人弁護士 松田 耕治

1 破産手続開始決定について

株式会社エフオーアイ（神奈川県相模原市中央区小山一丁目1番10号、代表者代表取締役：奥村裕、以下「破産者」といいます。）は、平成22年5月31日（月）午後5時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け（東京地方裁判所平成22年（フ）第8700号）、当職が破産管財人に選任されましたので、その旨お知らせします。

2 株主の損害賠償請求権について

損害賠償請求権を有する株主の範囲及び損害額につきましては、事実関係に不明な点が多く、調査・検討中です。当職は、調査・検討結果を踏まえ、損害賠償請求権を有する株主の範囲及び損害額についての破産管財人としての見解を、株主の皆様へ破産者HP等でお知らせする予定です。

損害賠償請求権を有する可能性のある株主の皆様への通知につきましては、当職の方針が決まり次第、破産者HP等で適宜案内していく予定です。

なお、同年5月12日以降に破産者の株式を取得された株主の方は、破産者に対する損害賠償請求権を有しないと考えられますので、念のため申し添えます。

3 今後のご連絡について

破産者の株主は、1万人以上と見込まれます。株主の皆様からのお問い合わせが殺到した場合には、対応が不可能となります。

破産手続の進捗状況などにつきましては、上記のとおり、破産者のHPに情報を掲載しますので、そちらをご参照いただき、個別のお問い合わせはお控えいただきますようお願い申し上げます。

(破産者のHP)

<http://www.foi.co.jp/>

以上